

岡山市 I T・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱

平成 24 年 4 月 17 日決裁

平成 25 年 7 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 本市の強みである中四国への交通アクセスの良さや自然災害の少なさ、人材の豊富さなどを活かして、I T・デジタルコンテンツ産業等の立地を推進し、専門的技術を持つ人材や若年層が働く場の創出、中心市街地の賑わいづくり及び地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において岡山市 I T・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和 48 年市規則第 16 号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものを除くほか、規則において使用する用語の例による。

(1) I T・デジタルコンテンツ産業等 I T・デジタルコンテンツ産業又はバックオフィスの事業をいう。

(2) I T・デジタルコンテンツ産業 次のいずれかに該当するものをいう。

ア I T産業 日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 256 号。以下「産業分類」という。）における大分類 Gー情報通信業のうち、ソフトウェア業（中分類 39ー情報サービス業、小分類 391）又はインターネット附随サービス業（中分類 40ーインターネット附随サービス業、小分類 401）に該当するもの。

イ デジタルコンテンツ産業 産業分類における大分類 Gー情報通信業、中分類 41ー映像・音声・文字情報制作業、小分類 411ー映像情報制作・配給業のうち、映画・ビデオ制作業（細

分類４１１１）又はアニメーション制作業（細分類４１１３）のいずれかに該当するもの，若しくは大分類Ｌ－学術研究，専門・技術サービス業におけるデザイン業（中分類７２－専門サービス業（他に分類されないもの），小分類７２６）に該当するもので，デジタル技術を用いて製品の製造又はサービスの提供を行うものをいう。

(3) バックオフィス 組織における，経理・会計，総務，労務，管理などの間接部門の業務受託や，データ入力等の事務作業を集約的に行う事業所のことをいう。

(4) サテライトオフィス 県外に本社を設置している企業が設置する事業所であって，次に掲げる要件のいずれにも該当する事業所をいう。

ア 県内に既存の事業所を設置していない企業の事業所であること。

イ ＩＴ・デジタルコンテンツ産業を主たる事業として行う事業所であること。

(5) 新設 市内において新たに事業所を賃借し，又は建設等することにより設置することをいう。

(6) 増設 市内において既存事業所の拡張のため，さらに事業所を賃借し，又は建設等することにより設置することをいう。

(7) 認定事業所 第７条の認定を受けた補助対象事業の目的となっている事業所をいう。

(8) 立地協定 事業所の新設又は増設にあたり，岡山市と補助事業者が締結する協定をいう。

(9) 立地決定日 立地協定日，土地建物売買契約日，賃貸借契約日，事業用定期借地権等設定契約日，第７条の認定を受けた日のいずれか早い日又は市長の認める日をいう。

(10) 常用雇用者 認定事業所に従事するために当該企業に雇用される者であって，次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 県内に住所又は居所を有すること。

イ 雇用期間の定めのないこと。

ウ 健康保険法（大正１１年法律第７０号），厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の被保険者であること。

(11) 新規常用雇用者 常用雇用者のうち次のいずれかに該当する者をいう。

ア 立地決定日から補助金の交付申請を行う日までの間に新たに雇用された者

イ 県外に本社を設置している企業にあつては，立地決定日前に既に雇用されている者で，立地決定日から補助金の交付申請を行う日までの間に新たに県内に住所又は居所を定めた者（立地決定日前に既に認定事業所に従事している者を除く。）

ウ 県内に本社を設置している企業にあつては，立地決定日前に既に雇用されている

者で，立地決定日から補助金の交付申請を行う日までの間に新たに市内に住所又は居所を定めた

者（立地決定日前に既に認定事業所に従事している者を除く。）

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内においてＩＴ・デジタルコンテンツ産業等の事業所を新設し、又は増設する事業であって、当該各号に定める要件のいずれかに該当する事業を行うものとする。

（1）ＩＴ・デジタルコンテンツ産業の事業所を新設又は増設する場合にあつては、新規常用雇用者が5人以上であること。ただし、サテライトオフィスを設置する場合にあつては、新規常用雇用者が3人以上であること。

（2）バックオフィスを新設又は増設する場合にあつては、新規常用雇用者が10人以上であること。

（補助事業者）

第4条 補助対象事業を行う者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、あらかじめ市長の認定を受けた者とする。

（1）補助金の認定申請時において、ＩＴ・デジタルコンテンツ産業等を主たる事業として引き続き3年以上継続して営んでいる営利法人であること。

（2）市税を完納していること。

（3）規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受けたことがある場合、当該取消しの日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年を経過していること。

（4）次のいずれにも該当しないこと。

ア 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団

イ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

エ 訴訟や法令遵守上において、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えていると認められる者

（補助金の交付の制限）

第5条 他の補助制度（国、県等が行う企業誘致のための補助制度を除く）の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

2 補助金の交付回数は、同一の補助事業者について1回限りとする。ただし、賃料補助金については3回を限度とする。

（認定の申請）

第6条 補助対象事業の認定を受けようとする者は、原則として賃貸借契約日、建物売買契約日又は事

業所の建設工事に着手する日の前日までに、認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業所の施設概要
- (3) 事業所整備計画費に関する一覧表
- (4) 事業所の賃貸借契約に関する書類
- (5) 雇用者の雇入れに関する計画書
- (6) 定款
- (7) 法人の登記事項証明書（発行から3箇月以内のものに限る）
- (8) 申請時前3箇年分の営業報告書
- (9) 市税を完納していることを証明できる書類（発行から3箇月以内のものに限る）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助対象事業の認定）

第7条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助対象事業の認定を行い、認定申請を行った者に対し認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第8条 前条の規定により認定の通知を受けた者（以下「認定企業」という。）が、認定事業所の事業の内容を変更しようとするときは、原則として当該変更内容を実施する日の30日前までに変更認定申請書（様式第3号）を、認定事業所の事業を中止し、又は廃止しようとするときは、認定事業所事業中止（廃止）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請を認めるときは、補助対象事業の変更認定を行い、当該認定企業に変更認定通知書（様式第5号）により通知するものとする。なお、補助金の額については、変更前の認定通知書記載金額を上限とする。

3 第1項の規定により認定事業所事業中止（廃止）届出書を提出し、当該届出書が市長に到達したときは、何らの手続を要せず前条の認定は効力を失うものとする。

（地位の承継）

第9条 合併、譲渡その他の事由により、認定企業の地位の承継が生じる場合には、認定企業地位承継届（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により認定企業の地位を承継した者は、規則及びこの要綱を遵守しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の認定又は第8条第2項の変更認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- (2) 変更手続きによることなしに認定された事業の内容を変更したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (5) 補助対象事業が中止又は廃止の状態にあると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は変更認定を取り消したときは、当該認定企業に書面により速やかに通知するものとする。

(補助金の額等)

第11条 補助金の種類、使途、金額及び限度額は、別表に定めるところによるものとする。

2 前項の規定により計算した額に1,000円未満の端数がある場合には、補助金の種類ごとにその額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第12条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助金交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、事業所の開設日(以下「開設日」という。)の属する年の翌年度以降であって、開設日から起算して1年から1年6箇月を経過する日までの間、賃料補助金2年目分は事業開始日から起算して2年から2年6箇月を経過する日までの間、賃料補助金3年目分は事業開始日から起算して3年から3年6箇月を経過する日までの間とする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業概要書及び貸借借契約書の写し
- (2) 事業所施設概要
- (3) 事業所整備費の一覧表及びその額が確認できる書類
- (4) 事業所の賃料等の支払いが確認できる書類
- (5) 新規常用雇用者一覧表
- (6) 新規常用雇用者が県内に住所又は居所を有することを証明する書類(発行から3箇月以内のものに限る)
- (7) 新規常用雇用者が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることを証明する書類

(8) 障害者雇用がある場合は、障害者手帳の写し又はその他障害の証明できる書類

(9) 定款

(10) 法人の登記事項証明書（発行から3箇月以内のものに限る）

(11) 申請時前3箇年分の営業報告書

(12) 市税を完納していることを証明できる書類（発行から3箇月以内のものに限る）

(13) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、賃料補助金2年目分、3年目分の交付の申請の際には前項各号に掲げる書類の一部の提出を省略させることができる。

5 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しない。

（交付の決定及び額の確定）

第13条 市長は前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、補助事業者に対し補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第14条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手届・完了届の提出は要しない。

（補助金の交付及び実績報告）

第15条 補助事業者は、第13条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定があったときには、補助金請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに請求者に補助金を交付するものとする。

3 規則第16条第1項に規定する補助金実績報告書の提出は要しないものとする。

（事業の中止又は廃止）

第16条 補助事業者は、認定事業所の事業を中止し、又は廃止したときは、速やかに事業（中止・廃止）届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定等の取消し）

第17条 市長は、規則第20条第1項各号に定めるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 認定事業所の開設日から5年以内に事業を中止又は廃止したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(3) この要綱に違反する事実があったとき。

(4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定及び額の確定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し補助金返還命令書（様式第11号）により納付期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金等)

第19条 補助事業者は、第17条及び規則第20条第1項に定める事由による取消しを受けた場合において、前条の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった認定事業所を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、又は貸し付けようとするときは、岡山市IT・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金対象財産の処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、認定事業所の事業開始後5年を経過した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数を経過した固定資産の処分の場合については、この限りでない。

(報告、調査)

第21条 市長は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告及び必要な書類の提出を求め、又はそれに基づく調査をすることができる。

2 前項の場合においては、補助事業者はこれに協力するものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(適用)
- 2 改正後の岡山市都市型サービス産業推進事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(適用)
- 2 改正後の岡山市都市型サービス産業推進事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(適用)
- 2 改正後の岡山市IT・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(適用)
- 2 改正後の岡山市IT・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(適用)
- 2 改正後の岡山市IT・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(適用)
- 2 改正後の岡山市 I T・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(適用)
- 2 改正後の岡山市 I T・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

別表（第 11 条関係）

種 類	設備補助金	賃料補助金	人材確保奨励金
使 途	事業所整備	事業所の賃借	新規常用雇用
金 額	事業所の整備に係る施設整備費（改装工事費など）や事務機器購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の 1/2	事業所の年間賃料及び共益費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の 1/4 の 3 年間分	新規常用雇用者のうち市内に住所を有する者の数に 60 万円（障害者は 120 万円）を乗じて得た額
限度額	【IT・デジタルコンテンツ産業】 500 万円 ただし、サテライトオフィスのうち新規常用雇用者 3 人以上 5 人未満の場合 300 万円 【バックオフィス】 300 万円	300 万円／年以内の認定通知書記載金額	認定通知書記載金額

備考

- 1 補助金の額は、設備補助金、賃料補助金及び人材確保奨励金を合計した額とする。
- 2 事務機器のリースについては設備補助金の対象外とする。
- 3 事業所を建設する場合の設備補助金については、事務機器購入費のみを対象とする。
- 4 敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、火災保険料その他直接事業所の賃借に要しない経費は賃料補助金の対象外とする。
- 5 岡山市 IT・デジタルコンテンツ産業誘致連携事業補助金を活用し専門学校で開催された講座等に、従業員又は役員を講師として派遣した企業については、上記設備補助金の限度額を 2 倍、賃料補助金の補助率及び限度額を 2 倍とする。
- 6 この表中「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 2 号に規定する身体障害者、同条第 4 号に規定する知的障害者及び同条第 6 号に規定する精神障害者とする。